

技第483号
平成28年8月19日

株式会社 土木材料試験所
代表取締役 川北 直樹 様

岐阜県県土整備部技術検査課長



岐阜県が認める再生碎石の品質試験に係る試験所の追加について

平成28年8月1日付けにより届出のありました試験所の追加につきまして、
県が認める試験所として取り扱います。
なお、試験実施にあたっては、下記のこと留意願います。

記

- 1 試験実施時期 平成28年9月1日より
- 2 試験実施項目・要領 岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（平成6年4月1日制定）による
- 3 試験実施回数 試験は原則として2回／年（6ヶ月毎）とする。
- 4 品質管理体制 試験を実施する場合は、県が必要に応じて立ち会うこととする。
- 5 報告書の管理 材料試験報告書は貴試験所で保管すること。